

令和2年3月甲良町議会定例会会議録

令和2年3月6日（金曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

◎会議に出席した議員（11名）

1番	小森正彦	2番	岡田隆行
3番	山田充	4番	山田裕康
5番	野瀬欣廣	6番	宮寄光一
7番	丸山恵二	8番	木村修明
9番	建部孝夫	11番	西澤伸明
12番	阪東佐智男		

◎会議に欠席した議員

10番 大町善士雄

◎会議に出席した説明員

町長	野瀬喜久男	教育長	松田嘉一
総務課長	中川雅博	教育次長	福原猛
会計管理者	宮川哲郎	学校教育課長	上橋純子
税務課長	西村克英	社会教育課長	大野けい子
企画監理課長	村岸勉	建設水道課長	北坂仁
住民課長	小林千春	人権課長	丸澤俊之
保健福祉課長	米田志保子	総務課参事	上田真司
産業課長	中村康之	建設水道課参事	丸山正

◎議場に出席した事務局職員

事務局長 橋本浩美 書記 白波瀬愛

(午前 9時00分 開会)

○**阪東議長** ただいまの出席議員数は11人です。

議員定足数に達していますので、3月定例会2日目を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、5番 野瀬議員、6番 宮寄議員を指名します。

きのうの議事の発言につき、人権課長より訂正がありますので、よろしくお願ひします。

○**丸澤人権課長** すいません、きのう、大町議員の質問の中で、債権回収業務の法的措置を講じるというところを説明した際に、地方自治法の何条かと尋ねられまして、誤った条数を回答してしまいましたので、訂正いたします。

きのう皆様にお配りしました住宅新築資金債権回収業務という資料の中段の少し下に、地方自治法施行令を紹介しております。こちらの171条の2という条文がまさにこの回答に適切な条文でしたので、詳細はこちらをご覧くださいとしまして、きのうお答えした241条ではなく、地方自治法施行令171条の2に訂正させていただきます。お願ひします。

○**阪東議長** 日程第2 きのうに引き続き、一般質問を行います。

それでは、4番 山田裕康議員の一般質問を許します。

4番 山田裕康議員。

○**山田裕康議員** 4番 山田裕康です。議長の許可をいただきましたので、一般質問を行いたいと思います。早速ですが、質問に入りたいと思います。

まず、この質問はこうら議会だよりの第84号の個人情報流出および選挙資金調査特別委員会委員長報告において、平成30年11月27日に情報公開請求していた公開文書の中に紛れていたものでありますので、こうら議会だよりにおきまして私の名前が出ていますので、私に対してのものが紛れ込んでいたということですので、ちょっと私の名誉のためにもお聞きしたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

まず、1の令和2年1月26日の選挙において、こういうふうに出されておりますチラシについて問うということで、お聞きします。

①の質問なんです、甲良町議会の態度というところで、個人情報流出問題において、「個人情報流出事件にかかわる全面的検証と厳正なる個人情報管理等を求める決議がなされたところであり、町として、改めてしかるべき行政対応をするものです」と書かれているが、しかるべき行政対応とはどのようなことか、お聞きします。

○**阪東議長** 町長。

○野瀬町長 今のご質問でございますが、令和元年度12月議会の12月13日でございますが、平成30年12月12日に設置をされました調査特別委員会委員長から、個人情報にかかわる調査報告が出されました。併せて、議員発議で今、質問にありますように個人情報流出事件にかかわる全面的な検証と厳正なる個人情報管理を求める決議が賛成多数で可決をされたところでございます。したがって、その決議内容は、行政に対する3項目の実行要請でありました。実行要請について、町長としてどのように対応するかについて、行政としていま一度検証と反省をし、今後につなげなければならないと考えております。

今考えておりますことは、職員の危機管理体制の見直しであります。組織として流出防止をする環境づくり、そしてその仕組みの見直しであります。具体的には、調査委員会でも議論がありましたロッカーの書類保管の状況、それから鍵の管理、情報公開時の受け渡し方、双方の確認方法などについて再検討を進めたいというふうに思っています。

○阪東議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 ほんで、しかるべき対応となっているんですけど、今言われたのはこれからするということなんですけど、これは対応というのはどういうことをされるということをお聞きしているんですけどね。

○阪東議長 野瀬町長。

○野瀬町長 行政として、過去に2度情報流出が発生しておりまして、具体の、こうだったという、この事件はこうであり、こういう解決をしましたということが不明確のまま終わっておりますので、今後は組織として情報流出をしない組織体制をつくるというのが一番だというふうに思っておりますので、もう1回その辺についてをセキュリティーポリシーに合わせてどのように再構築するかということでございます。

○阪東議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 ちょっとこの、改めてしかるべき対応というのは、ただ改めるということだけですかね。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 行政として、今できることはそれだというふうに思っています。

○阪東議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 そうしたら、またこれに対してはもう何もしない、行政処分もなし、あやふやにするということではよろしいんですか。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 言われておりましたことは、職員の誰かが流出をさせたというふうな結論づけのようなことでありますので、特定ができない以上、処分というのには至らないというふうに思っております。

○阪東議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 ちょっと意味がよくわからないんですけどね。しかるべき行政対応というふうにチラシでは書かれていますので、私としては何もせずに、こんなことをするんじゃないしに、きっちりやるというふうなことを受け取ったんですけどね。

その中で、私が言いたいのは、今回、続いて②の方にも書かせてもらっているんですけど、情報公開時に混入していたとしているのか、また、情報公開時に混入していないとしているのか、そこ、ちょっとお聞きしますわ。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 そのことにつきましても、調査特別委員会の審査が終わりまして、報告書にまとめられているところでありますが、情報公開時に混入をしたことなのか、そうでなかったのか、どちらかを特定するという断定に至っていないということでございますので、大変申しわけない回答になりますが、どちらとも断定ができないということでもあります。

○阪東議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 断定ができないとか言っておられますけど、ここでちょっと紹介させてもらいますけど、平成30年11月30日、企画監理課から出されている調査報告書においては、6ページでは、「今回の流出文書が情報公開文書の開示の際、誤って混入することは考えがたいと結論づけるものである、情報公開文書への混入がないとすると、流出文書がいつ庁外に流出したかが新たに問題となってくる」と言っていますね。

次に、平成30年12月12日の全員協議会において、町の顧問弁護士が来庁して、税務課職員7人と企画監理課の5人の聞き取りをして、その見解として、情報公開時に流失した可能性は極めて低い。そして、また悪意を持って流出したということが考えられると、私が犯人みたいに言っていますよね。

続いて、平成31年1月8日、滋賀県彦根警察署に提出された被害届においても、6ページ、「公文書公開にかかわる資料に、原本が過誤によって紛れていた可能性はほぼあり得ません、したがって、資料は何らかの不正な方法で甲良町から流出、漏えいしたものと考えます」と書いて、被害届の、こういうふうに、情報公開時には入っていないと言っていますわね。

このことは、はっきり言いますが、この顧問弁護士にしても、企画にしても、私には一切事情聴取はありませんでしたわね。私は、情報公開時に紛れて入っていたと断言しています。それやのに、こういうふうなことを書かれて、私がうそをついているということを完全に、これ、書かれているんですよ、私は。わかります。ここにもちゃんと、読売新聞にも出てんのや、これ。「悪意の流出や」というて。これ、知っていますか、町長。読売新聞、ここに書いて

あんねんで、「悪意の流出をした」と。

それで、甲良町の見解としては「情報公開時の開示資料に誤って混入した可能性は限りなく低いと判断し」と書いてあるんですよ。私が言っている、情報公開時に紛れていたということは完全に行政が否定して、警察にもそう言うし、弁護士ね。何で私、事情聴取もなしにこんなこと言うの。おかしいやろ、弁護士自体も。どう思うんですか、これ。私がうそをついているということを言われているんですよ。うそつきやと言われていたんですよ。どう思いますか、町長。町長がそう言われたらどう思いますか。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 そのことは、山田裕康議員からも行政の謝罪がないということを含めて、何度かお話をやりとりさせていただいたことをごさいます。そして、調査委員会でも時系列で、そういう経過になりました。当初は内部で職員の聞き取り調査、そして今おっしゃいました、弁護士が税務課と企画監理課の職員のヒアリングという結果から、そういうことの見解となりまして、そして、1月8日の被害届についても、その内容が中心的に、職員の誰かということ被害届を出しているところをごさいます。これについても審査委員会で、調査特別委員会で議論になったところをごさいます。最後まで町はその主張を曲げないのかということでありましたが、委員長見解としては、それを検証する裏づけはなく、裕康議員の主張がどうだというコメントも出ておりますので、時経過でそういう行政の流れをつくったことは事実でありますので、総括としてはどちらともわからないという、決定打がなかったということになると思います。

○阪東議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 決定打がなかったやなしに、私はこのときに入っていたと言っているんですよ。これは決定打ちやいますのか。何でそれを無視して、こんな答えが出てくるのと言っているんですよ。私に対して事情聴取もとらんと、勝手にこんな決めつけられて、何でなん。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 行政の当初の調査、見解からそうなったものでありまして、何も裕康議員が主張されていることを間違いと言った覚えもありませんし、終始、山田裕康議員は情報公開時に紛れ込んでいたという主張は一貫されておりますので、そのとおりであります。

○阪東議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 ほな、情報公開時に紛れていたということで決定づけるということはしないんですか。私本人が言っているんですよ。それで、特別調査委員会においても、私がうそを言っていればいつでも議員をやめると、甲良町から出て行くと、ここまで私は宣言させてもらっています。それやのに、まだ私へ

の、これ、事情聴取もなしにこんなことを書かれて、いまだに私に対する事情聴取もなしに、これが決まったというようなことで、こんなチラシを出して、しかるべき対応、何ですか、これ。うそつき呼ばわりされたままですか、私、ほんで。

読売新聞の書いた「悪意の流出」、町民からは「おまえ、盗んだんか」ということも言われました。これを言った稲田弁護士に対しても、私は質問文を送らせてもらいました。そのときに、稲田弁護士から返ってきた連絡がこれですわ。「貴殿から当職宛てに送付された資料の中には、貴殿が犯罪を犯したかのような内容が記載されているものが確認できませんし」と、「悪意の流失」と言うてるやないか。「当職が上記質問状記載の見解を示したかどうかはともかく」、ごまかしですわ、これね。「一般的な事柄として、法的助言をどのように取り扱うかについては、法的助言を受けた側に委ねられているものです」と書いてあるねん。弁護士は何も悪くないと、勝手に言うた町が悪いと、こうやって弁護士も書いてきてるねん。意味わかります、これ。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 悪意の流出は法律用語かもしれないというやりとりもありましたし、その悪意の流出は職員の誰かが故意にやったということが悪意の流出やということの理解をしております。

○阪東議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 こういうことを全員協議会で一言も言っていませんですわね。これはどういうふうに、全員協議会で言うたかというのは、町長、覚えてますか。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 何度か、私か、悪意の流出の解説については企画監理課長か、職員としての捉え方はあくまでそういうことでございます。

○阪東議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 そういう捉え方をしていたら、何でちゃんと読売新聞とか報道陣に対してきっちりと説明しなかったんですか。ただ悪意の流出と言うただけであって、そのときに言うた言葉も、ちゃんとここに議事録として残っているんですけど、この中には職員の誰かがやったとか、そういうことは一言も書いていませんよ。悪意の流出によって出されたとしか書いてへんのや、これな。ということは完全に、今言うてる、誰がやったかわからないようにするごまかし、あやふやにして、今度はこの事件も終わらそうと。きっちりともう一遍やるとかいう言葉もない。私に対してまだ事情聴取も行って、きっちりと調べて、本当にわからないのか。ほんで、また、この鍵がどこにあったか。

前のときかって、4人の方がやっていると言っていましたね、処分されてい

ると。やっぱり、そんなことをして、あやふやで終わらせる、どうするんですか、それで。これで行政、やっていくの、このまま。町長、どう思います、あなた。不祥事なんかでも、こういうふうにあやふやにやっていくということ。今、新しく町長になって、やっていくというふうにここに書いてあってよ。また虚偽記載か、これ、チラシの。どうですか。

○**阪東議長** 町長。

○**野瀬町長** 平成30年11月の流出事件でありまして、行政も不十分であったと思うんですが、調査を行政なりにやったことは事実ですし、それから特別委員会でもそのことについては議論をいただいておりますので、もう一度改めての調査をやり直すということは、もうできないことでございます。

ただ、裕康議員が言われております、どうして裕康議員に事情聴取を行わなかったんやということでございますが、それはもう役場の中の状況、セキュリティーポリシー基本方針に基づいて、職員については、もう何度も言っておりますが聞き取り、それから弁護士の聞き取りもやりました。ただ、情報公開人の山田裕康氏にしなかったのは、もう山田裕康議員の主張が一貫していたということでございました。情報流出、初めの平成30年11月27日、裕康議員をはじめ6人で町長室においでになったとき、それ以降、一貫として裕康氏の主張は変わることはありませんでした。また、個人情報公開時に混入したという山田裕康議員の主張は明確であり、はっきりされておりましたので、これ以上行政としては聞き取りは必要ないということでございました。

○**阪東議長** 山田裕康議員。

○**山田裕康議員** そうしたら、何でこんな答え。企画監理課から出るのも、弁護士から出るのも、こんな答えが出てくるの。おかしいやろ、これ、完全に。人を泥棒扱いしてよ。私はこう言うてんねや、情報公開時以外に私が入手して、自作自演をやっていたら、いつでも議員をやめるし、甲良町も出ていくと言うてて。町長、これ、言えますか、今。どうです。言えんのやったら、言えんと言いな。出ていく、町長をやめる、そういうことになるで。私はそう言うてんねや。せやけど、これはこういうところで聞くわけじゃないさかいに、答えてもらわなくても、答えてもどっちでもいいんですけどね。

はっきり言うて、私はここまで言うて、情報公開時に入っていたと言うてるのに、何で弁護士とかがこういうふうな、12月12日に発表してんねん。12月に入ってから聞き取りをしてんねん。それまで、私は何べんもこれを言うてる。今言うてる答えでしたら、こういうふうになるのはおかしいですやん、情報公開時に入っていたという答えにならな。それをこういうふうになじ曲げてやるということ自体がおかしいと、僕は言うんですよ。意味がわかりますか、町長。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 裕康議員の主張については、今申し上げましたように終始一貫でありますので、そのことで、改めてではあります、裕康議員に傷をつけてしまったことについては改めておわびを申し上げたいというふうに思います。

○阪東議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 そうしたら、これに対してちゃんと、きちんとした文書、公文書でくれますか。出せますか、今言うてんのじゃなしに。やっぱりきっちりと謝ってもらうのが筋ですよ、これは。こうゆうなんで公文書、やっぱり出していきたい、私はそう思いますが。

それで、最後にやっぱり、こんな質問をいつまでもやっても答えは出てこんし、ただ聞いているだけやと思うんでね。私は情報公開時、紛れていたと主張しています。やっぱり、特別委員会においても、私は今も言っているのに、情報公開時、紛れていなかったら、いつでも議員をやめると、甲良町から出ていくと、まず言っています、私は言いました。こんなことも言って、はっきりと情報公開時に紛れていたと私は断言しています。

それやのに、行政は紛れていた可能性は極めて低いとか、紛れていた可能性はないとか、あり得ませんとか、弁護士もそういうことを言う。私に事情聴取もせんと、はっちゃんな見解を出す。それに対して、やっぱりきっちり謝ってもらわなければ私は納得できませんので、やっぱり文書をもって、私に対するあれ、出していただきたい。そうでなかったら私は納得できません。

それで、このことも、きっちりやっぱり私が、事情聴取もしっかりとやらんと、こんなことをして、きっちり調べたんかというたら、私は調べたと思いません。また今回もいつも一緒のように、町長、あなたが前からやっているようにあやふやにして終止符を打ったということですね。やっぱりそうなるかと思っていましたが、はっきりと今日、あやふやにして終止符を打つということがわかりましたし、このチラシもしかるべき対応というふうに書かれていることもやらないということなので、虚偽記載だということも、これ。ということで私は判断させていただきますので、よろしくお願いします。

次に行きます。次に、2の質問に入りたいと思います。

令和2年2月5日の町長の所信表明・提案説明について問うということで、①の所信表明において、福祉はちょっと書かれていたんですけど、介護の方がちょっとわからないのが、介護のところ書かれていなかったのかなと思うんですけど、この介護はどのようにしていくのかということもお答えいただきたいと思いますし、具体的に頼みます。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 現在、平成30年度から令和2年度の3カ年につきましては、老人

福祉法に基づいて、甲良町高齢者保健福祉計画というのを策定しております。そして、介護保険法に基づきまして、たびたび議論になっておりますが、第7期の介護保険事業計画を策定しております。それに基づいての事業実施および介護保険事業をしております。具体的には、こういう計画であります。

それで、これからも甲良町の地域包括支援センターを窓口に、1つとして自立支援、病気の重症化予防に向けた取り組み。2つに、医療、介護の連携推進。3つに、地域共生社会に向けた取り組みということをはっきりと明らかなにしているところでありまして、また、持続可能な介護保険制度の確保に向けた取り組みも重要だというふうに思っております。さらに、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施というのが今、求められているところがございますので、国保の事業、介護保険の事業、後期高齢者医療事業を含めてでありますけれども、介護保険事業の地域支援事業、そして国民健康保険の保険事業と一体的な事業実施が求められております。

もう一つ、県の方でも盛んに言われているのは、介護と福祉と保健の業務は相互連携をして取り組むということが大事やというふうに、単発ではだめだということを言われておりますので、具体は、保健福祉の地域活動であったり、健康づくり運動であったり、そういうのを併用しながら保健事業というのを進めてまいりたいというふうに思っています。

○**阪東議長** 山田裕康議員。

○**山田裕康議員** ありがとうございます。

やはり、甲良町では介護が一番、やっぱりこれからは重要であると町長は考えているんでしょうか。考えていますか、重要であると思っておりますね。

○**阪東議長** 町長。

○**野瀬町長** はい、そうです。

○**阪東議長** 山田裕康議員。

○**山田裕康議員** それで、②の方に入らせてもらうんですけど、きのうもちょっと質問があったと思うんですけど、多くの町民の願いであります、ここにせせらぎデイサービスの復活というのは、どのように考えていますか。

○**阪東議長** 町長。

○**野瀬町長** いわゆる公設での、町が事業主体で、指定管理者が社会福祉協議会という、今回の公設でのデイサービス運営については、その後どうするんだということについての検討でございますが、来年度、令和2年度に早速、計画をつくらなければならない、今申し上げました、第8次になります、甲良町高齢者保健福祉計画。そして、申し上げました第8期の介護保険事業計画の策定、それに向けた住民意向調査をやりますので、町民の身近であった施設としての利用しやすい公的運営のデイサービスセンターを復活させるのか、または

介護予防施設としての新たな活用が必要なのか、そういうことを十分意見をふまえて、専門の議論いただきます高齢者保健福祉審議会という審議会でも慎重に議論あるいは検討いただいて、今後の有効活用についてはその議論、審議の結果に基づいた方向づけをしていきたいというふうに思っています。

○**阪東議長** 山田裕康議員。

○**山田裕康議員** それは、今言われたんですけど、いつまでにそういう答えを出していこうとかという、目標というのか、そういうのはある、いつまでというのが決まっていますか。

○**阪東議長** 町長。

○**野瀬町長** この、今の計画が令和2年度で終わりますので、令和3年度から新たな3カ年を生むということになりますので、少なくとも2年中には介護保険事業の方向、高齢者医療の方向を定め、このことも同時に、併せて令和2年に検討していただくということでございます。

○**阪東議長** 山田裕康議員。

○**山田裕康議員** 2年度中と、まだちょっと先が長いような気がするんですけど、町民の多くは早く復活してほしいということを言われてるということを多くの人から聞いているんです。それで、やっぱり早く、そういうふうなことはやっていただけたらなと思います。なぜもっと早くそういうふうなことで動いていただけなかったかというのは、ちょっと残念でなりません。

それで、次の③の質問なんですけど、復活する気がないならなぜしないのか、具体的にわかるようにと言うてるんですけど、これから会議をするということで、この答えというのは、ちょっと今出せていないということがわかりましたんですけど、やはり多くの町民、せせらぎデイサービスの復活は多くの町民の願いですので、必ず復活していただき、一日も早く再開していただきたいと私は言わせていただきまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○**阪東議長** 山田裕康議員の一般質問が終わりました。

次に、2番 岡田議員の一般質問を許します。

2番 岡田議員。

○**岡田議員** 2番 岡田隆行です。議長のお許しが出たので、通告書に基づき、一般質問をさせていただきます。

ここ数年、小学校の授業参観を見学していて、子どもたちの様子を見てみると、授業中落ちつきのない子や、先生の指示や話が聞けない子が多いなと感じております。全員が当てはまるという話ではないのですが、最近よく聞く発達障害という言葉の思い出します。本町でも、学校の先生が1人の子につきっきりで、隣について教えている姿も見かけるが、どれだけ先生を増やして対応し

ても、まだまだ足りないというのが現状ではなかろうかと思えます。こうした現状をふまえ、本町で発達障害の子どもたちをサポートしていくためにも、今後どのような方針や施策を掲げて現状を打破していくのか知りたくて、今回の一般質問の議題とさせていただきます。

それでは、まず初めに、この発達障害がどのようなものかを教えてください。

○**阪東議長** 保健福祉課長。

○**米田保健福祉課長** 発達障害ですけれども、多くは学童期以前に出現して、通常の発達と異なることで特徴づけられ、日常生活に困難をきたしやすい状態のことで、一般的には自閉症スペクトラムと呼ばれ、注意欠陥多動性障害、学習障害、発達性協調運動障害などと診断されます。特徴として対人関係、社会性の障害を持つこと、また言語コミュニケーションの障害を持つこと、創造性の障害を持っていること、また感覚過敏なども持っているということが特徴づけられておりました、程度や内容は変化していきますので、生涯続くものであるということです。

○**阪東議長** 岡田議員。

○**岡田議員** 回答ありがとうございます。

発達障害といっても、先ほどお聞きしたように、さまざまな種類や特性があり、きちんとした判断が難しく、ほかの障害が並存、合併しやすいと聞きます。

そこで、2番目の質問に、発達の支援が必要と思われる各保育園、各小学校、中学校の人数をお聞かせください。

○**阪東議長** 学校教育課長。

○**上橋学校教育課長** 今年度の甲良町就学支援委員会に報告のありました人数につきましてご報告します。東保育センターは9名、西保育センター8名、甲良東小学校4名、甲良西小学校2名、甲良中学校9名でございます。

○**阪東議長** 岡田議員。

○**岡田議員** 回答の方、ありがとうございます。

私が予想していたよりもかなり人数が多いのがわかり、現場でも非常に対応に苦慮されている教職員や保育士さん、関係者の方々の大変さが非常によくわかります。

次に、3番目の質問ですが、発達の支援が必要と思われる子どもに対して、各保育園や各小学校、中学校での支援と取り組みをお聞かせください。

○**阪東議長** 学校教育課長。

○**上橋学校教育課長** 小中学校では特別支援学級を設置しております。そのほかに保育センター、小中学校では特別教育支援員による個別の支援を行っております。また、湖東衛管や守山小児医療センターなどの関係機関と連携しまして、検査を行ったり、専門職と相談をしたりしております。また、校・園内就学支

援委員会を開きまして、特別支援学級や通級指導教室への入級についても検討しているところでございます。

○**阪東議長** 岡田議員。

○**岡田議員** 本町として本当に真剣に取り組んでおられるということがよくわかりました。発達障害においては、できるだけ早く気づいてあげること、その子に合った教育をさせることができると思います。今後もこのような課題について今まで以上に取り組んでいただき、1人でも多くの子どもたちが同じような環境で一緒に勉強ができるようにしてあげたいと思いますので、どうかよろしくをお願いいたします。

次に、4番目の質問に入らせていただきます。我が子に障害があるとわかって動揺しない親はいません。発達障害であることを親がすぐに受け入れられないのは当然のことだと思います。発達障害であることを、学校の先生や親の障害受容に時間がかかることを心得て、常に親の心に寄り添ってあげてほしいと思います。子どもを支援するためには、保育園、学校と家庭が協力し合うことが重要だと考えております。そこで、発達の支援が必要な子を持つ親への支援と取り組みについてお聞かせください。

○**阪東議長** 学校教育課長。

○**上橋学校教育課長** 学級担任を中心に、校・園内の就学支援委員会や子どもを語る会というのを行っておりまして、そこで個別の課題を正確に捉えて、保護者に協力を得ながら支援に当たっているところでございます。今後、さらに障害のある子どもの状況を正確に把握しまして、適切な支援を行っていかうということで、町教委としましては、個別の教育支援計画というものの作成を求めています。個別の教育支援計画といいますのは、保護者と一緒に作成するものでして、その子の状況であるとか、これからどういった支援をしていけばよいかということと一緒に考えていくものでございます。それを連携しながら、関係機関にも助言をいただきながら進めていきたいというふうに考えております。

○**阪東議長** 保健福祉課長。

○**米田保健福祉課長** 保健福祉課の方では、甲良町発達支援事業といたしまして、乳幼児健診または相談等から発達相談というものにつながります。これは専門の発達相談員が対応します。就園後であれば支援センターのあいあい教室への支援につないでいきます。また、保育園訪問に発達相談員と保健師が出向き、支援の内容について一緒に考えていきます。そのほか、広域で実施している療育教室につなぐケースもございます。平成26年度からは、この発達障害についての診断が受けやすいように、犬上・愛知郡の4町で滋賀医科大学の小児科の発達専門の医師を、豊郷病院に月3回、外来を開設していただいております。

以上です。

○**阪東議長** 岡田議員。

○**岡田議員** この質問をさせていただいたのは、発達障害のある子の家庭では、生活の全てがその子のためにささげられていることが少なくありません。しかし、そのせいで家族が疲れ切ってしまうては、家族自身はもちろん、その子のためにもなりません。大切なのは、その子も家族も幸せに生活することです。そのためにも早い気づきと支援が必要で、早期に発見して支援につなげることができれば、生活や学習上のストレスを軽減し、円滑な人間関係や学業成績の向上を図ることもできます。しかし、気づきが遅れ、適切な支援を受けられないでいると、子どもはさまざまな場面つまづきを繰り返し、ストレスから精神的に不安定になり、学習成績が伸び悩んだりするようになり、日常生活の中で自信を失い、二次障害を合併してしまうことがあります。

そうならないためにも、家族をサポートするためのプログラムとして、ペアレントトレーニングが必要だと思います。親の認識や対応を変えることで親子関係を改善することができると思います。そしてもう一つ、ストレスマネジメントプログラムが必要です。ストレスとうまくつき合う方法を身につけることによって、子育てストレスを軽減することが可能です。そのほかにも、同じ悩みを持つ子どもや親と話せる、先ほど学校教育課長が言われたのと同じような、多分、内容だと思うんですけど、名称が家族会ということで、本町でもできるだけ、やっぱり早く支援ができるように取り組んでいただけたらと思います。

次に、身近な地域での相談支援の充実に向けた取り組みとしてこども発達支援センターなどがあるが、各市町村の現状と、本町における現状と課題、そして取り組みをお聞かせください。

○**阪東議長** 保健福祉課長。

○**米田保健福祉課長** 発達支援センターまたは発達支援室等の組織がないのは2町のみです。甲良町を含めた2町のみにはございません。甲良町では未就園児は母子保健事業の中で、先ほどのような支援をしております。

課題といたしまして、日常生活や社会生活に不応を起している状態は、集団生活に入って初めて気づくことが多いのが現状です。医療を含む幼児期や学童期の支援の仕組みというものがまだ確立できていないというのが甲良町の実態でありまして、対応していくには、専門職やトレーニングを受けた職員が必要と考えております。また、障害は一生継続するということですので、ライフステージによって課題が変わってきますが、それに対応できる職員が現在はいないという課題がございます。

先ほどのペアレントトレーニング、ペアレントプログラム等の指導というの

は虐待の予防と密接につながりますので、家庭支援の方とも連携をしながら、人材、仕組み、構造化が教育委員会、保健福祉課、子育て支援センター等関係機関で十分まだ検討できていないというのが現状でございます。

○**阪東議長** 岡田議員。

○**岡田議員** 丁寧な回答をいただき、ありがとうございます。

やはりちょっと予算的な問題もありますが、本町の現状を考えると私はちょっと必要だなということを感じております。ご検討のほど、よろしく申し上げます。

次に、今後、発達障害を持つ子どもに対する、先ほどとちょっと内容がかぶってしまうんですけれども、支援とか親への支援は本町としてどのように検討しているか、今後ですね。あと、家庭支援と連携しながら、役場内でも、やはり教育委員会や保健福祉課なども連携して、1人の発達障害を持つ子どもに対して複数の関係諸機関で話し合うことが必要であると私は感じておりますが、その辺は検討されているかどうかお聞かせください。

○**阪東議長** 教育次長。

○**福原教育次長** 教育委員会としましては、子育て支援、家庭支援を行って行く中で、発達障害を持つ子どもに対しても、保健福祉課やほかの機関と連携しながらケース会議を行っております。具体的な支援内容等について検討しております。また、今年度におきましては、月1回ではありますが、臨床心理士を雇用し、子どもの発達に関する相談対応も行っております。

○**阪東議長** 保健福祉課長。

○**米田保健福祉課長** 今ほど教育次長が言われたように、甲良町の保育園、幼稚園、小学校、中学校というところと教育委員会、子育て支援センターが個別ケース会議という形で、現在は持っております。しかし、発達支援の連絡会等の会議を定期的に持っていくという組織としてのやり方というのが必要になってくると思いますので、個人情報に対する仕組みの方も考えた上で、定期的な検討会が持てるように整理していけたらいいと考えております。

○**阪東議長** 岡田議員。

○**岡田議員** それぞれご回答いただき、ありがとうございます。

今回、発達障害のことを取り上げたのは、本町における学力向上にも関連して、この問題がやはり早期に解決できれば、大幅な学力向上にもつながると思ったからです。そのためにも、やはり、一貫して言っておりますが、早期発見と正しい知識や、親もやっぱり理解を深めて、家庭支援へと並行して支援することによって、子どもたちの安心と安らげる環境を築き、心に落ちつきを持たせることで、保育園や学校できちんと学べる環境の基礎が身につけられると思います。やはり学校や家庭だけではなく、地域住民全体で子どもたちの安心と

安全を見守るためにも、さまざまな今やっておられる取り組みや支援等をぜひ継続して、長い目でやっぱり見ていただけたらと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

それでは、最後の質問に入らせていただきます。文化財の保護とまちづくりについてです。

この質問は、以前、平成29年12月議会で文化財活用・理解促進戦略プログラム2020の活用提案をさせていただきましたが、なかなかやっぱり取り組みが厳しかったのか、採用には至らなかったのもう一度、歴史と文化のまちとして、今後、観光にも力を入れていかないと人口減少が進む一方なので、ぜひ検討していただけたらと思い、少し提案内容を変えて再度提案させていただきます。そこで、まず初めに、本町の文化財の保護への現状と課題、そして取り組みについてお聞かせください。

○**阪東議長** 社会教育課長。

○**大野社会教育課長** 本町の文化財の現状でございますが、今は指定文化財の所有者または保持者の方に管理の方をお願いしております。また、図書館の2階の資料館につきましては、小学校の「昔のくらし学習」で東小学校、西小学校の3年生の農耕、生活用品を用いた学習で利用しております。あと、資料館の方は職員で清掃のみの現状となっております。

課題といたしましては、現在は埋蔵文化財の発掘の調査や審査、あと申請などに関しましても、立ち会いや調査を県の方にお願いをしている状況で、少し時間を要しております。また、資料館の整理なんですけど、分類の方ができておりません。文化財の整理や仕分け、重要度の判断ができる職員が不在であり、活用が進んでいないのが課題となっております。取り組みといたしましては、まず、資料館の方の整理を進めていきたいなと考えております。

○**阪東議長** 岡田議員。

○**岡田議員** 回答、ありがとうございます。

文化庁は、文化財は1、我が国の歴史や文化の理解に不可欠であり、2として将来の文化の向上発展の基礎をなすもの、つまり貴重な国民的財産と文化財保護法第4条にうたっています。適切な保護、保存と活用が私は必要だと思っております。しかし、本町では残念ながら、文化財の修繕や維持、管理などが今のところはちょっと残念ながらきちんと把握できず、そのままになっているように見受けられています。

そこで、文化財を総合的に把握することが必要ということで、市町村による歴史文化基本構想の策定を提言したいと思います。これは、地域の文化財をその周辺環境も含めて総合的に保存・活用していくための基本構想で、関連文化財群と歴史文化保存活用区域があります。

詳しい話は最後の質問で話すとして、一旦ちょっと次の質問に入らせていただきます。

歴代の町長が、歴史や文化のまちづくりとして、特に三大偉人を中心とした取り組みを今現在しているが、現状と課題についてお聞かせください。

○**阪東議長** 企画監理課長。

○**村岸企画監理課長** 本庁の三大偉人については、それぞれゆかりのある集落におきまして顕彰会が組織されております。そういった中で、活動をなされている中で、佐々木道誉公の顕彰会については毎年春に道誉まつりというような形で行事をしていただいておりますし、甲良豊後守宗廣公の顕彰会につきましても、日光東照宮への献上米の御田植祭などを実施されているところがございます。また、藤堂高虎顕彰会につきましても、一般社団法人になられ、和の家を運営なされているなどの活動をなされております。

そういった中で、町といたしましても、昨年10月に藤堂高虎公を題材とした新作能「高虎」を上演させていただきました。そういった中で、非常に好評を得たところがございます。そのときのアンケート等につきましても「町の宝として引き続き上演を進めていただきたい」というような声がありまして、昨日、上演の実行委員会を開きましたけれども、その中でも「今後も事業の方を継続していただきたい」というような声が多数上がっております。

そういった中で、そういったアンケート資料等につきましても、今度の委員会の方で資料の方を委員の皆様にも提示させていただきたいと思っております。また、近隣の町や高虎公のゆかりのある町などでその能を上演していただき、首都圏などでも上演が実現できていけるような、活発な事業をめざしていきたいと思っております。

そういった中で、高虎公をはじめとするPRに努めてまいりたいと思っておりますけれども、この三大偉人、いずれにしましても顕彰会が中心となって事業を行っておりますので、集落の顕彰会という意識が非常にまだ強い状態にあると思われまして。そういった中で、甲良町の偉人ということ町全体で認識していけることが、重要な課題として認識をしているところでございます。

以上です。

○**阪東議長** 岡田議員。

○**岡田議員** ご回答の方、ありがとうございます。

以前からロゴマークの作成であったり、ラッピングタクシーですね。関連施設の建設、和の家のことです。漫画イラストやキャラクターグッズ、関連商品に、藤堂高虎の、先ほど言われた新作能など、積極的に予算を使い、PRも行っているが、どれもちょっと成果と呼べるまでには今、至らない現状だと思われまして。そして、三大偉人と言いつつも、藤堂高虎公だけがちょっと今、全面

的に売り出しさせているように見受けられるので、これらの貴重な歴史を点としてではなく面として総合的にPRしていく必要があるんじゃないかなと思います。

そこで、最後の質問になりますが、本町として今後の文化財の保護と歴史や文化のまちづくりをどのように構築し、そして、伝統文化などを維持しということで、伝統文化といえばおはな踊りとかいろいろと、まだほかにもいろいろとありますが、そういったものも含めて、まちおこしにつなげていくためにはどのような展望を考えているかお聞かせください。

○**阪東議長** 社会教育課長。

○**大野社会教育課長** 今後の文化財保護につきましては、指定文化財の管理や保存の方を進めていきます。あと、引き続き小学生を対象とした「昔のくらし学習」や、せせらぎ探検隊での甲良三大偉人の歴史学習の方を計画しております。資料館の方につきましては、文化財専門委員会で検討の方を始めました。

以上です。

○**阪東議長** 企画監理課長。

○**村岸企画監理課長** 文化財の方とまちづくりという観点からでございます、三大偉人に限らず、地域の歴史というもので非常に重要と思っております。地域に愛着を持つことが伝統文化の維持、継承に非常に重要ということで、そういった形で幼年期からの郷土教育の充実は非常に重要と認識しているところでございます。また、さきにも申し上げましたが、集落だけでなく、どのような歴史や文化があるのか町全体として共有をしていくということが非常に重要だと考えているところでございます。

また、町だけでなく、そういったものにつきまして外部へ発信していくことで、まちおこしに必要なものというような形で取り組んでいきたいと思っております。そういった活発的な事業が進むように、まちづくりの補助金につきましても文化、伝統という形の項目を設けさせていただいているところでございます。

○**阪東議長** 岡田議員。

○**岡田議員** お二人の回答、ありがとうございます。

いろいろな考え方がありますが、文化財の保護と、歴史文化のまちとして魅力溢れる観光地としてのまちづくりを進めるためにも、最初にお話しした市町村による歴史文化基本構想の策定を改めてちょっと提言させていただきます。

理念は、やはり地域のアイデンティティーの確保およびその絆の維持と、人々の生活の中での文化財の保存およびその根底にある知と技の継承です。策定にあたっては、住民などの参加を得ながら、長期的な視野で策定する文化財を周辺環境も含め総合的に保存・活用するための構想を練り、地域の有形無形

の文化財を一体として保存・活用、文化財の周辺環境の保護と整備、文化財を保存・活用するための体制整備が必要です。これらのことを、文化財行政やまちづくり行政と連携して、市町村基本構想、そして都市計画、そして景観計画を策定する方がよいと思います。

関連施策として、文化財総合的把握モデル事業で、歴史文化基本構想の策定の指針を作成するための委託事業や、文化財に関する支援制度として、文化財保護に関する補助金、そしてまちづくりに関する支援制度としてまちづくり交付金や街なみ環境整備事業などがあります。そして、歴史文化基本構想に基づく歴史文化を活かしたまちづくりを進めるにあたっては、歴史的風致を維持、向上することを目的とした歴史まちづくり法との連携を図ることが有効です。歴史まちづくり法による支援を受けるためには、計画を策定して、国の認定を受ける必要があることと、重点区の策定が必要です。歴史まちづくり法の概要として、歴史的風致維持向上基本方針を国が策定し、歴史的風致維持向上計画を市町村が策定する必要があるそうです。認定してもらえると重点的な支援が得られます。1つは法律上の特例措置と、もう一つは各種事業による支援です。

なかなかちょっと大変な作業ではありますが、みんなでまちづくりをめざしておられる町長にとって、地域住民を巻き込んでの行政、地域住民と行政が連携して歴史と文化のまちづくりを進めるのにはとてもよいことだと思います。詳しいお問い合わせ先ですが、これ、ちょっと二、三年前の資料なので、もしかしたら問い合わせが変わっているかもわからないんですけども、文化庁の文化財部の伝統文化課というところがありまして、その文化財の保護調整室に聞いてみてもらえるといいんじゃないかなと思います。

それから、歴史文化基本構想を活用した観光拠点づくり事業として、平成29年度の採択で、滋賀県で唯一、東近江市が聖徳太子の足跡をたどる近江鉄道を活かした環境促進協議会で461万7,000円の採択がされております。そして、平成30年度の採択でも連続して233万3,000円の採択がされております。平成31年度は文化財保存活用地域計画等を活用した観光拠点づくり事業と名前を変えて、補助金があります。ということは、令和2年度の方もまた新たに、新しい名前での補助金、もしくはこれを継続してあると思いますので、今のところ採択されているのが大体10から19ぐらいなので、全国の市町村の数で考えても、まだまだこの補助金が行き渡ってないのではないかなと思いますので、ぜひ甲良町の方もトライしていただけたらいいのではないかなと思います。

そして、もう一つは、あと期限が、ちょっと3月17日締め切りで、私、夜中に文化庁のサイトから見つけたんですけど、令和2年度の伝統文化親子教室事業ということで、伝統文化を親子で学ぶ、こういう教室の事業をすることに

よって補助金があるということもわかっております。

そしてもう一つ、令和2年度の文化財多言語解説整備事業ということで、文化資源活用事業の補助金というのが、1次募集で、これは3月27日が締め切りになっております。

話は変わりますが、文化庁の、先ほど紹介した補助金の第1号の申請者が、島根県の現益田市長で、甲良町出身の山本浩章市長です。若いので行動力があり、多分、常に補助金の情報のアンテナを張っているから獲得ができたのではないかと思います。甲良町出身の方が活躍されている話を聞くと、私も少しでも、本当に甲良町の町政にお役に立てられるアドバイスを提案して、これからも、この4年間頑張っていきたいと思いますので、ぜひ皆さん、職員の皆様も、少しでも補助金をとっていただけるように、知恵を絞って頑張ってくださいと思います。

最後に、議員の皆様や職員の方々のよきアドバイスをお待ちして、これで私の一般質問を終わらせていただきます。

以上です。

○**阪東議長** 岡田議員の一般質問が終わりました。

ここで、しばらく休憩します。10時15分まで休憩します。

(午前10時02分 休憩)

(午前10時20分 再開)

○**阪東議長** 休憩前に引き続き、開会します。

次に、11番 西澤議員の一般質問を許します。

11番 西澤議員。

○**西澤議員** それでは、一般質問を始めさせていただきます。

コロナウイルスの最新のニュースを今日の朝、きのうの夜と聞いてまいりましたが、蔓延しつつある、こういう状況なのか、そういう点でも大変な脅威というように、世界中でなっています。日本の感染者が、クルーズ船の感染者を入れますと1,000人を超えました。クルーズ船が600を超えているようでありますので、国内での感染、これは人から人への感染が各地で確認をされています。そういう点では、不安が広がっているのは事実だと思います。

そこで今回、政府が打ち出しましたコロナウイルス対策は、学校や国民、医療機関に大変な要請をし、そしてお願いをするだけで、国の責任や具体策、これが裏づけが、予算がセットされていません。しかも、その上、突然、全国一律休校要請によって現場を大混乱に陥れたと思います。子どもを守る、1カ所に長時間多数が集まるのを避けると言いながら、保育園、学童保育は開所を要請するちぐはぐ、矛盾を当初からさらけ出し、批判を強められています。家で子どもだけにできない親の休暇、給与が少なくなることや、出勤できない医療

関係者の発生で、診療を縮小する医療機関が各地であらわれています。その矛盾を解決する上では、国の予算処置が決定的だと思いますが、その点では大変、対策が後手になっています。

一律休校要請によって、学校現場の対応としては、原則に立ち戻って、設置者の判断で、感染状況に即して対応し、インフルエンザと同じような対応ですね。それで県内でも自主的な対応が少し広がっているのが現状だというように思います。そういう点でも、現状に即しながら学校運営の対応、それから保育園、保育所の運営も考えていただきたいと思います。

開校する方向が打ち出されているのも、彦根市は一部分、開校というよりも希望者が入れる、学校に行ける。日野町が低学年、学校で受け入れる、こういう方針を出して、栃木県の茂木町が休校方針を撤回して、学校で安全を確認をしながら運営する。県内に蔓延する、発生をすれば、休校の方針もやぶさかでないという方向出しているようです。そういう点でも、質問事項にはありませんけども、その点の対応をぜひ要請をしておきたいと思います。

質問の1つですけども、2月5日に行われました臨時議会での野瀬町長の、再スタートにあたって述べた所信表明に関してですが、若干の項目に絞って、見解をただすものであります。

1つは、私も見解を改めて読み直し、聞いてもいました。その点では、町政を取り巻く社会的な、また経済的な現状ですね。それから町民の暮らし向きがどうなのか、どんな状況に置かれているのか。その全体のみならず、特徴的な傾向、その認識が示されていないというように見えました。あるいは、極めて表面的な認識にとどまっているのではないかと受け取れます。労働者の賃金、農業生産、年金、医療、そして消費税の10%ですね。これは町民にいや応なしにかかわってくる問題がどのように影響しているのか、この認識、問題意識が大切ではないかと思しますので、2番と1番と小項目の1番、2番を続けて質問をしたいと思っています。

それで、全協の段階でも私、質問しましたが、プレミアム商品券の交付事業、この現時点での対応、そして交付の対象者の購入状況も報告がありました。その点を含めて、やはり町民の暮らしに大変な暗い影響を与えているというのが現状ではないかと思しますので、その認識をまずお聞かせください。

○**阪東議長** 町長。

○**野瀬町長** 第1点目のご質問にお答えします。私の認識でございます。

社会的経済情勢につきましては、国内外の状況、国政の問題から、甲良町に特定した状況ではなくて、国民全体的な課題という状況になっていると認識しております。そこで、消費税10%となった影響についての認識でございますが、消費税が値上がりされた、5%から8%のときに比べて、今回の8%

から10%になったときの駆け込み需要については、そのときに比べて少なかったということが報道されています。昨年10月から12月期のGDP、いわゆる国民総生産が実質で年率6.3%、大幅減少となったという報道もされておりますし、それから小売、飲食業、その他の業種全般についても落ち込んでいる、いわゆる消費増税が直撃をしているという状況でございます。

それから、マイナンバーのことも、町であります。商業施設のキャッシュレジについては、それぞれの商業施設で導入、投資をされておるんですけど、売上金の振り込みが1カ月後しか振り込まれないという、これについても運転資金をどうするんだということが報道されているところであります。

それから、改善の見込みであります。日中の貿易摩擦については改善されるということですが、その後、日本への影響も懸念をされておりました。その矢先でありましたが、冒頭申されました、世界中に感染拡大している新型コロナウイルスの経済影響でございます。これについても、どれだけ先がどうなのかというはかり知れなさがありますが、特に日本企業の中国進出、そして日中経済や日本においても製造業、飲食業、商業施設、インバウンド観光産業、各種大会、イベントが軒並み中止となっております。多大な影響もはかり知れないのが想定できる状態になってまいりました。

また、昨日、議長からもありましたように、経済協力開発機構、いわゆるOECDの発表であります。この感染拡大を受けまして、世界の経済成長の見通しを昨年11月時点の2.9%から2.4%に下方修正。そして、日本は0.6から0.2に引き下げということでございまして、感染が、今申されましたとおりさらに拡大、長期化した場合、世界の成長率は1.4%に落ち込むということも言われております。

具体の町民の生活ぶりではありますが、今、市民、町民の暮らしについては、もう影響が出ているということですが、具体的には、デマ情報も手伝ってトイレットペーパーがない、マスクがないという日常の庶民の暮らしにも大きな影響を与え出しているということの基本認識しております。

○**阪東議長** 西澤議員。

○**西澤議員** であるならば、出てくる結論はやはり町民の暮らし、今、甲良町だけの影響ではないという認識を示されて、世界の状況、それから日中の、米中の貿易摩擦や、それから日本企業が中国企業に依存をする、中国の生産に依存する状況など、るる述べていただきました。だからこそ、私は後で提起をいたしますが、暮らしの応援をやっぱり重点に置く、こういう施策に展開をしていただきたいというように思っています。

そこで、プレミアム商品券ですが、これ、全協で示されました対象者のうちの約18%の方が商品購入、これで間違いはないですか。そして、それ以外にも

課題や、今現在でわかる、つまり3月の末と言いましたか、そこで締めがされていきますが、その段階で総括や状況が把握できるというように思いますが、今現在でわかる状況で、それ以外にありましたらお願いします。

○**阪東議長** 企画監理課長。

○**村岸企画監理課長** 議員のおっしゃるとおり、約18%が対象者の方で購入なされたということで、非常に低い要因だったというのは認識をしております。そういった中で、まだ本町しか把握ができておりませんので、他の町とも比べるということもやっぱり必要だということは認識をしております。そういった中で、少額ではございますけれども、地域の消費を喚起、下支えをするということも目的にありましたので、そういった形で甲良町の小売業者の方には、少額ではございますけれども、有効な施策であったというのは認識はしているところでございます。

○**阪東議長** 西澤議員。

○**西澤議員** 有効な施策であったというよりも、総括で踏み込んでいただきたいのは、対象者の18%しか購入できなかったわけですよ。そして、これ、3,000円のプレミアムがつく、4,000円ですか。4,000円のプレミアムがつくわけですよ。その分で消費が喚起されるか、家計が助かるかという点では、購入そのものをもう断念したというか、それを期待していないあらわれが、18%になっているんですよ。これ、非課税世帯ですから、私たちが考える、大変な低い所得で日々を暮らしておられる、こういう方が多いわけですよ。そういう点でも認識を深めていく必要があるのではないかと思います。

そこで、国保加入者、この部分で見ても約7割。以前、値上げの統計の資料をいただいたことがあります。7割の方が100数万円、104万円だったと思いますけれども、それ以下という状況です。これは政府が打ち出した消費税の対策、つまり弱者を救済するというのでプレミアム商品券を含め、そしてキャッシュレス。キャッシュレスからもともとほど遠いご老人の方は、その対象にもなれない。そして、町長が言われましたように、カードの決済が1カ月では早い方で、業者に聞きますと40日、50日、場合によっては、カード会社によっては2カ月かかってしまうと。本当に資金繰りが大変になるというように、現金商売をされている方は、悲鳴の声を投稿されておられました。そういう点でも、この認識のもとに、どういう施策を展開するのかというベースに、私はなるというふうに思うんです。

そこで、次の3番の質問であります。デイサービスについてです。

この復活・再開、これは大変強い要望です。私どもがとりましたアンケートでも、かなり多い部分で書いてきています。声が寄せられています。それで、

その問題について触れなかった理由、前回の同僚議員の2人の質問の中で、デイサービス問題を、復活問題を取り上げられておられますが、そこでも話をされていますけども、審議会で議論をした上で再開するかどうか、それから介護予防にシフトを組んでいくか、そういう点でも基本線を、やはり所信表明で語ってほしかったというのがあるんですが、いかがですか。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 そのことは抜けていたかもしれませんが、継続的に検討していくことですので、当初は介護保険事業の前からデイサービスをやり出したという、一定の公的機関のデイサービスを終了させていただいたということで、あと利用についてはそれ以外でということをお願いした、直前には、その廃止をしたときに申し上げましたが、今おっしゃるように町民の強い願いということもございまして、デイを復活させるのか、裕康議員のときにご説明いたしました介護予防施設なのかというところ辺については、両方検討して、行政も真剣にそのことは、ご意見を聞きながら方向づけができればなというふうに思っています。

○阪東議長 西澤議員。

○西澤議員 現在も、道端で会った、私の知らない方、初めて会う方も、私を知ってかどうか、「デイサービスセンター、復活、ぜひしてほしい」というのは、60を過ぎて、70前後かなと思う方ですけども、沢山ではありませんが、聞くんですね。その点では、強い要望になっています。

そこで、やはり準備の段階も含めて、丸投げで「新議員さん、皆さん、どうしましょう」ではなくて、町としてはこう考えるというのが大事なメッセージだというように思います。しかも担当課、それから町長の決断というのは大変大きいというように思いますが、そこをぜひ、町としては復活・再開させたいけども、それについての課題、どうするのかというところで整理をしていくスタンスが大事かなと思います。見解をお願いします。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 おっしゃるとおりだと思います。復活についてはいろんなハードルがあると思いますので、現状認識、それから課題、復活したときにそのまま使えるのか、投資的要素というか改修も含めて、こうやったらうまくいくという、まして、参入業者さんの問題もありますので、そのことを総合的に検討させていただきたいと思っておりますし、私も直接、区長会の要望であったり、あるいは道行く人に「もう1回、復活させてや」という声は、直接聞かせてもらっているところです。

○阪東議長 西澤議員。

○西澤議員 それで、デイサービスや介護保険事業に詳しい方だというように思

いますが、男性の方なんですけども、施設の運営、その定数、設置位置の市町の入所枠をその市ないしは町が優先するという仕組みがあるんだというように聞いていますが、それは実際、何か根拠があるのか。それとも設置市、設置された市や町の意向を受けて、その設置者が運営をしているのかどうか。今、うなずきながら、首を振ったりされていますけども、それが実際どうなのか、回答をお願いします。説明をお願いします。

○阪東議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 今おっしゃられているのは地域密着型のサービスということで、地元、甲良町ですと犬上3町ではどこへ行っても同じサービスが受けられるという枠で定員が決まっているということです。

○阪東議長 西澤議員。

○西澤議員 定数を聞いているんです。つまり、例えば、50の定数枠で、彦根市に設置しているデイサービスで、40をとるというたら、あと、残るが10。優先的にその設置市、設置している場所の自治体が優先して枠をとれるのかどうかですね。

○阪東議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 その施設の定員枠の3分の1は外部がとれます。だから、町でその施設が30人でしたら、10人はよそからとれるということです。

○阪東議長 西澤議員。

○西澤議員 心配されていましたが、例えば彦根市を例にとります。高齢者が、団塊の世代、ちょうど私らですよ。5年、10年先には介護が大変多くなってくると、介護する必要が多くなってくると、すると彦根市がその3分の1、周辺町、市がとれるという枠を超えて、3分の2以上とれないのか、とれるのか、その辺は決まりがあるのか。

○阪東議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 はい、決まりがあります。とれません。とってほしいところの市町がお互いに、この人をこういう理由でそちらの町で見てほしいとかというのを、書類が出ます。それが可能かどうかというのを担当の市町が検討して答えを出すということです。枠を超えてはありません。

○阪東議長 西澤議員。

○西澤議員 枠を増やす以外にない、増やす場合はそれぞれハードルがありますよね。その説明をお願いします。つまり、定数の枠を増やす場合、小規模のデイサービスでしたら、枠をもっと増やしたい、いわゆるニーズが多いので増やしたいという場合、勝手に増やすことはできませんよね。

○阪東議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 それは事業所が定数を増やすということですか。

- 西澤議員　そうです。
- 米田保健福祉課長　それは届け出がありますので。地元の市町への届け出がありますので、それを出していただくということになります。
- 阪東議長　西澤議員。
- 西澤議員　ですから、以前、社会福祉協議会が撤退をするときに言われていたのは、現在、町内の需要がもう飽和状態というように認識をされていることを表現されていましたが、実際に飽和状態であるのか。というのは、デイサービス、つまり保健福祉センターの2階に通っておられた方が、それぞれの市町にある他の施設に移行をしていますよね。その点でも、町内の需要はやっぱりしっかりあるのではないかと思うんですが、そこはどうなんでしょうか。
- 阪東議長　保健福祉課長。
- 米田保健福祉課長　甲良町内の4事業所にはそれぞれ定員がありますが、定員に対しての余裕はありますかというので直近で答えてもらっていますが、4施設とも余裕がありますという回答をもらっております。せせらぎデイサービスが閉鎖になったときに、ハートフルとか、多賀町または豊郷町に若干動いておられる方もありますが、定員の枠内でいけておりますので。
- 阪東議長　西澤議員。
- 西澤議員　近くにあるというのは、お年寄り、高齢者、それから家族にとっても大変安心なんですよ。その点では、第8期計画の策定に向けて、ぜひともその決断をして、諮問するなり、町の考え方を示して審議会を進めていただくと、その点ではどういう課題があるのかというのをやっていただきたいと思うんですが、再度、町長をお願いします。
- 阪東議長　町長。
- 野瀬町長　皆さんの意見、それからわからない点、不明点、整理をして、こういう経過があったということをふまえたご意見をいただくような、そういう段取りにしていきたいというふうに思います。
- 阪東議長　西澤議員。
- 西澤議員　そこで大事な役割を果たすのは、審議会の事務局を担う担当課、そして、その事業計画をつくるのは業者に委託をされるというように思いますけれども、そのスタンスで、町のスタンスを示しながら原案をつくっていくというのが大事なんですが、そこは、事務局は、担当課が担当されるのか。
- 阪東議長　保健福祉課長。
- 米田保健福祉課長　事務局は保健福祉課で担当しますが、担当1人ではなく、今、チームで進めておりますので、事務局案も検討しながら進めていくという方向で考えております。
- 阪東議長　西澤議員。

○西澤議員 旧のデイサービスセンターの関係者に聞きますと、やはり修理の必要なところが幾つもあるんだというように聞いております。また、逆に修理をする必要があるけども、即使える状態でもあるというように思っています。委員会で予算を審議する上での、庁舎の改修のところがありますので、その部分に関連をしながら、また見解をただしていきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

次に、4番の新防災センター、この構想が所信表明の中で打ち出されました。この中身、これ、いったん防災センターの中止を、北川町長が掲げた内容を見直すことで、中止をした経過があります。それで、新たに「新」というようにつけたんだと思えますけれども、どういう状態で違うのか、どういう施策に展開されるのか、まず基本だと思えますけども、お聞かせください。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 経過は十分ご承知の議員さんでございますので、あえて経過については割愛させていただきますが、たび重なる、甲良町においても自然災害という台風です。台風で、待機本部から始まりますが、本部を開いて、消防団の方も待機をいただきます。ただ、本部はこの第1会議室でやるんですが、長靴を脱いで正副団長に上がってもらうということと、本団員の方は小さい第3会議室で待機いただくということになっておりまして、やはり本部機能というのが大事ななと思えますし、それから、新防災センターというのは、どういう機能が要るのかということのを改めて考えなければならない。

それと、甲良町、災害が少ないからと安心している場合ではなくて、犬上川のハザードマップを含めて、危険な、あるいはいつ大雨が降るかもしれないという状況のときから危機管理という点でも備える、あるいは自然災害、非常な被害を及ぼしているということからすると、町民の安全・安心ということからして、必要最小限、甲良にふさわしい防災センターはどうなのかという、そういう点検から新防災センターをつくらなければならない。

以前は、わかりやすく言わせていただきますと、当初、建物は竜王町の総合防災センターというイメージがあったように思えますし、その中でも、経費を安くして日野町もやられたということで、両方、私は日野の方を見せていただいたんですが、やっぱり機能を重視するという点での新防災センターであるべきだというふうに、基本的に思っております。

○阪東議長 西澤議員。

○西澤議員 たしか、北川町長の時代に設計ができて、そして建物を建てる上で議会の代表者も入れて、検討委員会がされました。それで、建物をどうするかということやなくて、今言われたように機能をどういうふうにつくっていくのかというのが大事だと思います。

確かに、各民家の耐震状況、つまり地震が、南海トラフなどが起こりますと6を超える7の想定などが報道されています。そういうところから見ると、避難にしても、それから指示系統にしても、まず、家のところでもう倒れてしもて、避難所にも来られないという状況が発生する。だから、そういう初動から含めてどうするのかというのも防災センター、つまり施設の設計、施設の建物をどうするかだけでなく、防災のあり方そのもの、それをどうするかという点で、私が強調したいのは、建物をどうするかという審議会ではなくて、そういう防災のあり方について審議会を町民、それから議会も、代表者を含めて議論をしていく。つまり、住民合意を形どっていき、形成をしていくプロセスをどういうように考えているのかお尋ねします。説明していただきたいと思います。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 昨年も首長の防災研修というので、たまたま、経験年数というか、町長経験年数が浅い人の人選をされまして、総務省の研修に行っまいりました。テキストは何もありません。ヒアリングから一対一で、町長はどうするんやという質問攻めに遭いまして、防災計画を読み込んでいって、頭でわかっているんですけど、実際、お題をいただくと即、やっぱり本部長に迅速な判断が迫られるということでありますので、それを含めて。

そして、私が9月の総合防災訓練で言っているのは町民の避難、命を守るといふことの訓練を言っているんですが、なかなか浸透しておりませんので、これは集落の防災組織と一緒に高まる運動をしなければなりませんし、今年 of 防災訓練から、議員の方にもお願いをして、議員さんも指定の作業服を着用していただいて、招集訓練からまずは参加をしていただきたいなというふうに思っております。丁寧に議論しながら進めていきたいと思ひます。

○阪東議長 西澤議員。

○西澤議員 新防災センター、これを策定していく上で、現状はどうかという点で1つ見ていただきたいのは、各字で防災訓練があります。それから、町でもやります。形式だけではなくて、実際にある防災士さんが、ゲーム感覚を入れて訓練をさせる。これでやっぱり身についていくんだという、女性の防災士さんですけども、報道を聞いていましてなるほどと思ひましたが、そういう点でも実践に役立つ、やっぱり行動ができる訓練で積み重ねるといふのが大事だと、いざのときにそういうようになると。その点では行政と町民との信頼関係がぜひ大事になるという点で思ひますので、現在の防災訓練のあり方について、問題点を洗い直すといふのをぜひしていただきたいと思ひんですが、いかがですか。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 防災訓練のたびに反省会をしておりまして、課題も出して、次につ

なげるように、間を置くのではなくて、訓練後、それぞれの役割分担の中でどう
いう課題があったかという点検をして、次に活かす計画につなげておりますの
で、いずれにしても丁寧にやっていきたいと思えます。

○**阪東議長** 西澤議員。

○**西澤議員** 介護施設、それからグループホームの方々が参加をする防災訓練で
問題にされたことがあります。そういうことも率直に見直し、それから、なぜ
そういうことが起こったのかも含めて、なぜかという点で踏み込んで総括をし
ていていただきたいというように思えます。

5番目に移りますが、大林組から譲り受けた西が丘山林への企業誘致につい
てが語られました。土地利用計画策定時から長期にわたって具体的進展がない
状態が続いております。計画中止も含めて、私は見直しが必要ではないかとい
うふうに思っています。その際、企業の応募がない根本の原因を検証すること
が必須ではないのかというように思うんです。

この根本の原因は、以前も私、指摘をしましたが、地の利です。入り口が1
つしかない、そして、出入りのところの西明寺さんの前は大変交通量が多いと
ころ、そしてT字路になります。信号機をつければ、峠道ですので、大変な冬
場、凍結をする可能性があります。そういうところから見ると、地の利が大変
不便なところにあるというのがありますので、せっかくいただいたから何とか
しようというので6年経過したんだと思えますけども、そのことも含めて、ま
たしっかりと見直しをしていく必要があるというふうに思っています。

それで、②の土地利用計画策定からつぎ込んだ町費、費用ですね。それも明
らかにして、その計画をどういうように進めるのか、計画を進めるというので
はなく、私が提起をしている、勇気を持って自然保護に専念するという方向
も選択肢の1つとして考えていただきたいというのを提起したいんです。見解
をお願いします。

○**阪東議長** 企画監理課長。

○**村岸企画監理課長** まず1点目の投入した費用ということでございますけれど
も、除草とか土木費にかかる費用といたしましては約2,219万1,000
円を投入しております。また、下水道整備事業に係る費用という形で、設計等
そのあたりの調査も含めまして、740万6,640円を執行させていただい
ているところでございます。

国土利用計画につきましては、企業誘致というより町全体のという形で、国
土利用計画の費用といたしましては184万6,800円を委託費用として執
行させていただきましたけれども、直接、企業誘致の部分だけという意味では
ございません。

そういった形の中で、今後の展開につきましては、12月にもお示しをさせ

ていただいたとおり、町としてやはり企業誘致を進めていきたいという思いでおりますので、そちらにつきまして、ご意見をいただくために外部の選定委員会を発足するというので、もう依頼の方をさせていただいて、委員の方も内諾を得ている状態でございますので、今後も引き続き企業誘致については進めさせていただきたいと思っております。

○**阪東議長** 西澤議員。

○**西澤議員** それで、これだけなかなか具体的に進まない。今、明らかにしていただきましたが、合計で約3,100万の費用を投入しています。そして、募集をするが、問い合わせは幾つかあるようですけども、実際に実行、つまり進出をしますというので具体的に進まない真の原因、もとの原因、いろいろあると思うんですけども、中心的なところはどのように総括、認識をされているのかお尋ねをしておきます。

○**阪東議長** 企画監理課長。

○**村岸企画監理課長** 議員のおっしゃるとおり、道路の方の利便性、そのあたりについてもご意見はいただいております。また、地盤的な、強度的なものの調査とか、そういった費用についてもやはりご意見をいただいているということと、また環境アセスと、そういった機関とかと、企業が来たいというときにすぐに来られるのかどうかというようなご意見等もいただいている状態の中で、そういったことをやはり判断していく上で、先に道路をつけたらいいというご意見もあると思うんですけども、非常に莫大な金額が、つけるにあたっては、企業が決まらない中では、やはり道路をつけて、その分だけ執行してしまうということになってしまいますので、そういったことについても外部委員からの意見をやはり参考にして、今後進めていく材料とさせていただきたいと思っております。

○**阪東議長** 西澤議員。

○**西澤議員** もうやみくもに誘致をしようとして、今まで3,000万を超える金額が投入され、そして、立地上のところも大変具合が悪い、それから経済状況も、これ、厳しい状況ですよ。新しい施設をつくって、流通センターにする、何の製造ラインにしても設置をする、こういう企業の意欲そのものも減退をしている現状があります。そういうところでは、思い切って、やはり自然保護にシフト、変えていくということが大事ですし、ましてやその目的は人口を増やす、それから甲良町の活性化をめざすという目的ですけども、今ある財産、甲良町が持っている財産、岡田議員からの指摘もありましたけども文化財産、それから農業をやってきた歴史、それから培ってきたいろんな人との交流、これを大事にし、発展させる、そして住みやすいまちにしていくという方向こそが私、大事だというように思うんですね。

飛び越えて企業誘致ということで人が集まってくる、それから定着人口が増えてくるというものでもないというふうに思うんですね。北落工業団地、在士の工業、立地をそれぞれしましたけれども、ほとんどが通いです。そういう点では、工場をつくったからそこに定住をする従業員が増えるのかというのは直接つながらないというのをぜひとも見ていく必要があると思うんですが、その中心的なところでの見解を町長に再度お聞きいたします。

○**阪東議長** 町長。

○**野瀬町長** 現時点でのプランは、工業用地、いわゆる産業集積地という大きな名称をしておりますが、その方向で進めるということで進んできております。それから、まち・ひと・しごと戦略プランの中でも大きな、プランの中心的な位置づけになっておりますので、今ここで断念するというわけにはいきませんので、何が課題でということとを並行して進めながら、どうしてもうまくいかない場合にはそういう選択肢もあるかもしれませんが、目標に向かって課題を整理しながらやっていくということでございます。

○**阪東議長** 西澤議員。

○**西澤議員** 町長、費用も投入し、そして募集もかける。問い合わせはあるけれども実際にはない、それが6年経過している。これ、現実をしっかりと見て、税金の投入の仕方をどうするのかというのに、やはり新しい、再スタートにあたっては踏み切る必要があるということとを再度提起して、次に進んでいきたいと思えます。

アンケートの実施なんですけども、町民の意向を反映する上では大変いいことでありますし、有効だと思います、歓迎をしたいと思います。1つに、総合計画への位置づけ、その中に町民の暮らしやなりわい、安全教育、医療、介護、全般にわたる要望やニーズを掌握すること、これがやはり行政にとっては非常に大事な、基礎的な任務ではないかと思うんです。まず、その認識をお聞かせください。

○**阪東議長** 企画監理課長。

○**村岸企画監理課長** 議員のおっしゃるとおり、本町のまちづくり条例においても町民の皆様の意見を反映するということが基本的な理念でございます。各事業を進める上で、やはりそういったことは必須というように考えております。

○**阪東議長** 西澤議員。

○**西澤議員** それで、アンケート、せんだって届きました。見てみますと、最初のくだりのところで、これ、「世帯主の方がご回答ください」なんですよね。世帯主でない方は、意見を表明する場がない。それはもちろん任意に手紙を出したり、電話をしたりしたら済むんですけども、そういう公的にアンケートを実施する段階で限定をされてしまいます。それで、世帯主を指名しているこの

根拠はどういうもので世帯主なのか。つまり、ひとり世帯ですと、そのひとりの方が回答されますけども、3人、4人、5人とおられる、そして有権者、つまり18歳以上の方もいろいろ声がある。それから、18歳以下でも、「こういう道路、ちょっと狭いさかい、広くしてほしい」とか「ここが危険やからこうしてほしい、通学でこうや」と、「学校の運営についてはこんなことをしてほしい」という希望や要望が反映しやすいようにする上では、限定する必要がないと思うんです。若年者への対象もされていると聞いていますが、その部分、やはり全員が書けるように、アンケートの対象になるようにしてほしいなと思うんですが、そこはどうでしょうか。

○**阪東議長** 企画監理課長。

○**村岸企画監理課長** より多くの方の意見を聞くということは非常に大事だと考えております。現在、世帯主の方と、20代から40代の方に対しましてアンケートを発送させていただいております。また、中学生を対象としたアンケートも学校を通じてやっていくというような段階と、また、統計学上のこともございますけれども、全員、一人一人というアンケートではございませんけれども、そういった意見をより集約するために、令和2年度につきましてはワークショップを皆さんに参加していただけるような形で、そういったところで意見聴取をするというような考え方で、今現在アンケートの方を進めさせていただいているという状態でございます。

○**阪東議長** 西澤議員。

○**西澤議員** これ、2月の臨時議会が終わった後、もうすぐに、そのときにはもう既にできていたのかなというように思いますが、発送が届きました。ですから、内容、いわゆるアンケートの質問項目ですね。設問そのものに町民の、また議会の意見が反映しないまま届いてしまいましたので、暮らし向きがどうなのかという点では、この設問項目でいうたら、なかなか見当たらないんですね。確かに、問題の18、ここに「あなたの幸福度」「幸せですか」と。これは非常に答えづらいといえますか、幅が広いところで、ゼロから10点がありますが、点数づけがあります。それから、「まちづくりや町政にかかわりたいと思えますか」など、こういうのがあるんですけど、暮らし向き、困っていることが、この点であります。なかなか自由欄というのは書き慣れている人しかないとはいえますけども、丸印で困っている、困り事、「今一番してほしいこと、困っていることは何ですか」という点では、設問をしていくことが大事だと思いますが、若年層、20代、30代、それから中学生を通じてのところでは、ぜひそういうものも入れていただきたいと思うんですが、もう既にできているんですか、質問項目は。

○**阪東議長** 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 同時期に実施をさせていただいております。そういった中で、議員が今おっしゃっていただいているお話についてですけれども、内部でアンケートの検討等は課長補佐を中心に進めてきた中で、今後、そういった中で、この4月以降に審議会を設置していきます。そういった中でもご意見をいただいで、必要に応じて対応の方は、改善等はさせていただきたいと思っております。

○阪東議長 西澤議員。

○西澤議員 町行政が取り組むアンケート、つまり町民の意向や希望を募っていくという点では、やっぱり大規模になるんですよね。それで、町行政の進み方、それから施策の展開をどうするのかというのが大事な指標になってくると思いますので、そこは審議会と、それから町の判断もぜひとも入れてもらって、設問項目をさらに増やして、新たにアンケート、意向を確かめていくというのも努力していただきたいというふうに思います。

それで、7番目に移ります。人権施策の基本方針の改定を急ぐというように、所信表明の中でありました。そこで、ぜひ触れる必要があるなど思っているのが、我が町においては人権問題を同和問題に矮小化する傾向が強い中だというように思っています。同和対策事業は町の最優先課題だとして取り組んできました。その総括、検証、これはぜひとも影と光、そこを総括する必要があるというふうに思います。

それで、続けて、憲法で規定をしています豊かな人権条項ですね。これは大もとには憲法の基本理念、個人の尊厳が掲げられています。それをもとにして条項が定められているというように思います。それで、人権施策基本方針を改定する上では、そのことを最大限ふまえながら、基本方針を練り上げていくということが大事だと思いますが、見解をお願いします。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 もう、かねがね言わせていただいておりますが、本町の行政推進の2本柱、住民主体のまちづくり、それから人権尊重のまちづくりでございます。本町につきましては、日本国内でも地区人口比率が44%と混在率の高い、全国の財政協議会の中でも甲良町は高い位置に属しております。平成14年に地対財特法が法律失効しまして、本町としての地域課題、行政上取り組まなければならない課題が残っております。平成28年に部落差別解消推進法を含む人権三法が、もう既に施行されております。本町の人権施策基本方針は平成22年3月に策定されたものであって、人権問題全般に照らして、その改定を急がなければならないところでございます。

ありました同和対策事業は、町の最重要課題として取り組んできた行政経緯をふまえて、本町においては、いわゆる残事業と言われる、残された整理業務、

それから新たな地域課題も顕在化しておりますので、総括や検証についてはさらに事業を実施しながら見定めていかなければならないものだというふうに思っています。

それから、憲法の件であります。もちろん憲法の条項では国民の権利、義務がうたわれている憲法第3章の第11条から14条に照らすことは、この人権施策基本方針を策定する上では基本であるというふうに考えております。

○**阪東議長** 西澤議員。

○**西澤議員** 甲良町独自の課題があると思うんです。それで、検証にあたって、事業の前進面と、それから影の面、これを率直に正面から検証をしていく必要があるというふうに思うんですが、そこをやっぱり抜かしては甲良町の前進は、私、ないというふうに思っています。

ずばり言えば、町民の暮らしぶりがこれでよくなったのか、つまり地区住民の自立が高まって、貧困が解消されたのか。それから、格差と貧困は解決したのか。そして、それが緩和されたのか。それからもう一つはえせ同和行為がなかったかどうか、行政の主体性が歪められなかったか、これは総務省が指摘をしている問題です。これらをはぐらかさずに正面から総括をする。そして、その逸脱をしている場合には、しっかりと反省をする。そして、町民合流、町民融合、つまりいまだに地区だ、地区外だと言わねばならないような状況をやっぱり解消する。お互いの交流がうんと、やっぱり町民の暮らしの中で広まっています。これは町行政が取り組むいろんな事業や、それから各字が取り組んでいる事業などで、そういう面も入れて展開をされているというふうに、そこは評価をします。しかし、その部分でやはり、今言いました影の部分、ぜひとも総括を踏み込んでしていくというのが必要だということを提起させていただきたいと思うんですが、そこはどうでしょうか。

○**阪東議長** 町長。

○**野瀬町長** 今、足早に言っていただきましたので、行政としてはできるだけ、コンプライアンスということを書いてまいりましたので、条例規則、法に照らして、公務員としてあるべき姿を今、その方向に向かって取り組み最中でありまして、それから議員がおっしゃった影の部分、具体的にちょっと提案もいただき、「こういう項目を整理せえよ」というご指摘もいただいて考えていきたいというふうに思っております。

○**阪東議長** 西澤議員。

○**西澤議員** ある方から裁判資料をいただいておりますけども、随分過去の話ですけど、運動団体に圧力をかけられて問題が生じた、それをはね返す上での裁判ですけども、そういう点をせざるを得ない状況だとか、それから私たちが取り組みました土地の放置問題ですね。この中にも、横やりを入れてうまく進まな

いという、延期申請、いわゆる届け出がされている資料が幾つも見つかります。それは、たびたびに取り上げて言っていますけども、そういうのも含めて、やはり大事なところ、つまり町としては主体性を侵されなかったのかと、その点ではどうなのかと。私はやはり流された、つまり総務省が指摘をしている、行政の主体性が侵された部分がかかなりあったことと思います。そういう点では、そここのところははぐらかさず、ぼかさず、やはり浮き彫りにする。そういうようにして次に進んでいくことが大事だと思いますので、ぜひその部分、憲法の基本条項のところの精神に行こうと思えば、その総括がぜひ必要だということを認識していただきたいと思います。

続けて、暮らしの問題に入ります。町民から選挙戦を通じて、またそれ以前から寄せられている若干の問題を提起させていただきます。

1つは、加齢性難聴者ですね。これの補聴器の購入制度の創設。これ、大変切実なんですね。ある方の要望で、補聴器の販売店に行きました。そうすると、一番安いので16万円。使いやすい、いいのでいうと50万、60万します。そういう点では手が出ないというように言っていました、行政が行う補助は、50万の半額とか16万の半額、大変だと思いますけれども、けどもその補聴器をつけて、そして、医学的に言われているのは、認知症の始まりは難聴と。そして、病気の始まりは難聴も1つの大きな要因だというように、コミュニケーションがとれないわけですから、孤立感が高まる、そういう点では認知症の発症の1つとして医学的にも報告をされています。その点で、ぜひ検討いただきたいと思うんですが、そこはどうでしょうか。

○阪東議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 補聴器の購入につきましては、障害者総合支援法に基づいて、補装具の対応ということで支給が設定されております。まずは、耳鼻咽喉科等で正確に自分の聴力をはかっていただくということで、それに基づいて医師から意見書が出ます。それを県の方で審査していただいて、支給の決定ということになりまして、まず身体障害者手帳の等級が出るとと思いますので、それと、補装具のセットという形で購入していただくことができると思います。それに基づいては一部負担金がございますが、それは大体5,000円前後ということになっておりますので、その制度の普及、ちょっとその方はお知りになられなかったのかなということを思いますし、もう一つは、そういう高いものを売りつける業者と申しますか、そういうところも一部あるかと思っておりますので、やはり保健福祉課の方に一度相談に来ていただくということがよろしいかと思っております。

○阪東議長 西澤議員。

○西澤議員 その方は1回、保健福祉課に相談に行っておられるんですよ。大

変ハードルが高くて、いわゆる障害者手帳を取るまでに至らない、けども非常に聞こえづらいんですよね。それで、加齢性の難聴者、問題になっているのは加齢性の難聴者、つまり障害認定を受けた方はそういう制度があるけども、加齢性でそこまでいかないけども、いわゆる、例えば字の集会、それから人との対話で、もう、ほん耳元まで行かんとわからない。何人か僕、知っていますけども、もう横に行って、大きな声を出して初めて通じる。私の妻の母親もその部類なんですけども、その点は補助の対象にはなっていないんですか。

○**阪東議長** 保健福祉課長。

○**米田保健福祉課長** 加齢性難聴ということで、大体、50歳を過ぎてから聴力、特に高い音に対しては皆さん、落ちてきます。65歳を過ぎると急激に落ちてくる人が増えるということですし、それをとめることというのはなかなか難しく、その音の補助ということになるんですけども、滋賀県の方では今のところ身体障害者手帳を利用した形しか考えていませんし、町の方でも現在のところ、その方法しか今は考えておりません。

○**阪東議長** 西澤議員。

○**西澤議員** これ、国、県がその補助対象にしていくと、町としても上乗せで幾らということのできやすい。つまり、一義的には私どもの国会議員団が、国の制度としてきちんと制度設計をせえということに要望していますので、そういう方向でもぜひ考えていただきたいし、それから県、国に町長を通じて要望を上げていただきたいというように思います。

2つ目、3つ目は続けて回答をお願いしたいと思います。

米寿の祝い金、これら各種の祝い金、100歳も含めまして、誕生日支給の祝い金もありますけども、ある方に聞きますと、当月やなくて翌月と。翌月支給というようになっていまして、「あの人が受けたのに、私、受けられへん」というのがありました。その点では当月支給、窓口に僕、その要望を届けに行ったことがありますけども、これは予算処置も要りませんし、それからその方を支給対象にするかというのは決まっていることですので、それ、ぜひ実行していただきたい。

それから、3番目の給食費の軽減・無償化の実現は12月議会でも、それから、それ以前にも回答をいただいていますので、前進があったのか、どうするのか、ご回答ください。

○**阪東議長** 保健福祉課長。

○**米田保健福祉課長** お祝い金に関しましては、現在は誕生日、誕生月の翌月というのは、地元の民生委員さんに手渡しでお祝いの言葉とお祝い金を渡していただくという仕組みを今、とっております。それですので、3月生まれの方でしたら、4月の定例民協の中で、今月はこの方が対象ですということをお知らせ

せして行っていたいでいるので、翌月支給という形になっております。今後
もこの形で何とかお願いできないかなと思っております。

○**阪東議長** 教育次長。

○**福原教育次長** 給食の無償化につきましては、今言われるように12月の議会
の中で前向きに検討し、協議をしていくということを答弁させていただきました。
教育委員会の中でも、無償化について協議をしていく中で、保幼小中の無償化
をするとなると約3,000万が要ります。ただ、それを継続的にできるか
となったときに、財政的にも不可能かなと。その中で、保育園、幼稚園、小学校、
中学校を分けて、いずれかだけでもできないかという協議も行いました。行っ
た上で、財政の方とも協議はしましたが、教育委員会としては前向きに検討し
ていきたい考えは変わりません。ただ、まず財源確保が必要ではないかとい
うことを今考えております。

○**阪東議長** 西澤議員。

○**西澤議員** ぜひとも、当月支給は改善の余地ができる、事前に民生委員さん
にもお願いをすればできることですので、ぜひお願いしたいと。

それから、財政から出発はもちろんあると思いますけども、やはり子育て支
援を重点に置くという町の打ち出しでは、県下でもまだ少ないんですよ。そ
のインパクトが大きい。そうすると、やっぱり甲良町はええよねというのがS
NSで拡散される、こういう広がり是非常に大事ですので、ぜひとも踏み込ん
でいただきたいと思うんです。町民の暮らしぶりに対応する認識、働く環境も、
農業も、年金も、出産・子育て、暮らしづらい現実があります。そこに寄り添
った町行政、それから議会議員もそのことを心がけながら議員活動をぜひ、私
はしていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたしまして、質問
を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○**阪東議長** 西澤議員の一般質問が終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれをもって散会します。ご苦労さまでした。

(午前11時27分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 阪 東 佐智男

署 名 議 員 野 瀬 欣 廣

署 名 議 員 宮 寄 光 一